

JRIS 一問一答



日本総研

The Japan Research Institute, Limited グループ

一問一答【2009】14号

2009年8月21日

日綜（上海）投資コンサルティング有限公司

法律顧問 吳菊華

e-mail : gokikuka@jris.com.cn

URL : <http://www.jris.com.cn>

上海市浦東新区世紀大道100号

上海環球金融中心15楼62室

電話 : 021-50451677 fax : 021-50546122

質問：

外国投資者の国内企業を買収する際、市場シェアによって《独占禁止法》第28条¹が適用され、事業者の集中が禁止される場合はあるでしょうか。

回答

2006年8月8日より施行される《外国投資者の国内企業買収に関する規定》²（以下、《2006年版買収規定》という。）第五章の「独占禁止調査」において、外国投資者が国内企業を買収する際、一定の基準に満たした場合、事業者集中による事前申告を行い、独占禁止審査を受けなければならないと規定しています。また、申告の基準について、事業者集中に参加する事業者の売上高のほかに、市場シェア³も申告する必要があるか否かを判断基準として規定していました。

その後、2008年8月3日付けで国务院は《事業者集中申告基準に関する規定》（以下、《申告基準》という）を公布し、事業者集中を行う際、事前申告が求められる基準を明確に規定しましたが、当該基準では、集中に参加する事業者の売上高を唯一の判断基準として規定しており市場シェアに関しましては一切触れていません。

これを受けて、商務部は2009年6月22日に、改正した《外国投資者の国内企業買収に関する規定》（以下、《2009年版買収規定》という）を公布しました。この中で、《2009年

¹ 《中華人民共和國独占禁止法》第28条：「事業者集中が競争を排除又は制限し、またはその可能性がある場合、国务院独占禁止法執行機関は、当該事業者集中を禁止する旨の決定を行わなければならない。但し、事業者が、当該集中によりもたらされる競争への有利な影響が不利な影響を明らかに上回ること、または、社会公共利益に符合することを証明できる場合、国务院独占禁止法執行機関は、当該事業者集中に対し、禁止しない旨を決定することができる。」

² 《外国投資者の国内企業買収に関する規定》は2004年4月12日に暫定規定として施行されていましたが2006年8月8日に改正され、その後、施行されている《独占禁止法》及び《事業者集中申告基準に関する規定》など法律法規に合わせるため、2009年6月22日に2回目の改正が行われ、現行の《外国投資者の国内企業買収に関する規定》となっています。

³ 2006年8月8日より施行している《外国投資者の国内企業買収に関する規定》第五章第51条では“(一)～(二) 省略

(三) 買収の一方当事者が中国市場シェア20%を占める場合；

(四) 買収により、買収の一方当事者が中国市場シェア25%を占める場合”を申告する必要があるか否かの判断基準として規定しています。

版買収規定》では、《2006年版買収規定》にある第五章を削除し、新たに、第51条を設け、外国投資者の国内企業買収に関し、「《中華人民共和国独占禁止法》の規定に基づき、外国投資者の国内企業買収が《国务院：事業者集中申告基準に関する規定》⁴により定められる基準に満たした場合、事前に商務部に申告しなければならない、また、申告しない場合、その取引を行ってはならない」と改訂しました。

上述の通り、現在のところ、外国投資者が国内企業買収において、事業者集中の事前申告が必要であるか否かについて、集中に参加する事業者の売上高が唯一の判断基準であると言えます。

また、商務部独占禁止司綜合処⁵にヒアリングしたところ、次の通り確認が得られました。

(1)	買収規定（即ち、《外国投資者の国内企業買収に関する規定》のこと。）が《独占禁止法》及び国务院の《申告基準》の規定と不一致があるため、改正され、元の第五章にある市場シェアに関する基準が削除された。
(2)	現在のところ、国务院の《申告基準》第三条 ⁶ の規定は申告する必要があるか否かに関する唯一の判断基準である。基準に満たしていない場合、外国投資者の国内企業買収は、事前申告の必要はない。
(3)	《申告基準》第4条 ⁷ に規定する調査とは、申告していない（ここは、申告基準に満たさないため申告しなかった場合と申告基準に満たしているが申告しなかった場合を指す。）が、検挙される、または発覚した場合において、独占禁止機関が行う調査 ⁸ であることである。市場シェアを指すことではない。
(4)	審査において、市場シェアも競争を排除又は妨害するか否かの判断材料の一つであり、市場シェアによって、第8条が適用され、事業者集中が禁止されることがないとは言い切れない。
(5)	よって、市場シェアは事業者集中申告の判断基準とされていない。但し、買収後、事業者が市場独占地位を濫用して市場競争を排除、または妨害する場合、工商行政機関により調査、処罰されることもある。

⁴ 中華人民共和国国务院令第529号：2008、年8月3日公布同日施行

⁵ 010-85093146

⁶ 第三条では、事業者集中が次に掲げる基準の何れかに満たした場合、事業者は事前に国务院商務主管機関に申告を行わなければならない、また、申告しない場合、集中を行ってはならないとしています。

(一) 集中に参加するすべての事業者が、前年度の全世界における売上高の合計が100億元を超え、そのうち、少なくとも、2つの事業者が前年度中国における売上高が4億元を超えている。

(二) 集中に参加するすべての事業者が、前年度中国における売上高が20億元を超え、そのうち、少なくとも2つの事業者が中国における売上高が4億元を超えている。

⁷ 第4条：事業者集中が第3条に規定する申告基準に満たしていないものの、規定の手順に基づき収集して得た事実及び証拠が当該事業者集中により競争効果が廃除又は制限されることを表明した場合、国务院商務主管機関は法に則り調査を行わなければならない。

⁸ 独占禁止局は2009年2月6日から2009年3月6日まで《申告基準に満たしていないが独占嫌疑のある事業者集中に対する調査処理の暫定弁法》(草案)⁸を公布して、意見を募集しています。

(<http://fldj.mofcom.gov.cn/aarticle/zcfb/200902/20090206031314.html>)

《申告基準》において市場シェアを申告基準として規定していないのは、市場シェアへの把握が極めて難しく、規定しても遵守できない恐れがあると当局は考えているからのようです。

以上をまとめますと、外国投資者が国内企業を買収する際、売上高が基準に満たしていない場合、事前申告は必要ないとされています。ただし、売上高が基準に満たしており、事前申告が必要となる場合、市場シェアも競争を排除または妨害になるか否かの判断材料となり、市場シェアによって、事業者集中が禁止されることは考えられます。また、基準に達していない場合でも調査される可能性が全くないわけではないことにご留意ください。

独占禁止局のホームページ⁹によりますと、《独占禁止法》が実施されてから 2009 年 6 月までの間、商務部はすでに事業者集中申告 58 件を受理しており、うち、45 件（日本三菱麗陽の璐彩特国際買収など条件付けで批准した 2 件を含む。）は審査完了し既に許可を下りましたが、禁止を決めたのは 1 件（コカコーラが匯源への買収）のみとなっています。

以 上

*弊社ウェブサイト (<http://www.jris.com.cn/>) でバックナンバーをご覧頂くことができます。

1. 税制、法律、外貨管理制度等は中国当局により変更されることがございますので参考資料としてご利用ください。
2. 本資料は、作成日時点で弊社が入手し得る資料及び一般に信頼できるとされる情報源に基づいて作成されたものですが、情報の正確性、完全性につきましては、弊社で保証するものではありません。本資料の内容につきましては、あくまで弊社の意見を示すものに過ぎません。また、本資料の一部または全部を、電子的または機械的手段を問わず、無断で複製または転送などを行わないようお願いいたします。

⁹ <http://fldj.mofcom.gov.cn/>